

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、求める技術提案を最大3提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。

平成28年6月24日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長
大西 亘

記

1. 工事の概要

(1) 工事名 東京障害者職業能力開発校（16）機械設備工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 東京都小平市小川西町二丁目2260-1、2260-21、2260-24

(3) 工事内容 本工事は、東京都小平市小川西町二丁目2260-1、2260-21、2260-24において、東京障害者職業能力開発校（16）機械設備工事の施工を行うものである。

敷地面積 35,795㎡

【新築】

（本館）

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

建築面積 約3,300㎡

延べ面積 約5,900㎡

用途 その他（職業訓練校）

他2棟

工事種目 空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備

(4) 工期 契約締結の翌日から平成30年1月31日まで

(5) 資料 ①別冊図面 ②その他

(6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「技術提案（施工計画）」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に

基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

- (8) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出するものとする。（詳細は入札説明書による。）
- (9) 本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書等を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
- (10) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
- (11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局のホームページにより公表する。
- (12) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行対象工事において、完成時の工事成績評定が70点以上であった場合、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事施工実績評価対象工事」の試行工事である。
- (13) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行対象工事について「難工事功労表彰」を受けた場合に、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事功労表彰評価」の試行工事である。
- (14) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。
- (15) 本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (16) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (17) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (18) 本工事は、求める技術提案を最大3提案として評価を行う「技術提案簡易評価型」の試行工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成27・28年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち暖冷房衛生設備工事A等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の新設（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。

(ア) 1. 延べ面積 3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。）

2. 工事種目 下記a)及びb)両方の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。

a) 空気調和設備

b) 給水設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとする。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の施工実績を有すること。

(イ) 1. 延べ面積 1,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。）

2. 工事種目 空気調和設備

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事又は工事成績相互利用対象工事、当該工事工種における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(6) 技術提案（施工計画）が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験

・調整を含む。)の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。

1. 延べ面積 1,000㎡以上(建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。)

2. 工事種目 空気調和設備

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成した地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。(詳細は入札説明書による。)

- (8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (9) 經常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと(入札説明書参照)。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (15) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は当該工事の元請企業として入札参加することはできない。元請企業は活用する優良下請企業と別途

「優良下請企業の活用に関する確認書」（以下確認書）を締結し必ず確認書を添付すること。なお、確認書を添付した場合でも、元請企業が活用する優良下請企業が当該工事に元請けとして参加した事実が確認された場合、元請企業及び元請企業として参加した優良下請企業の双方を欠格とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」及び、「技術提案（施工計画）」、並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①～③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
 - ①技術提案（施工計画）
 - ②企業の技術力
 - ③配置予定技術者の技術力
 - ④施工体制（施工体制評価点）
- 3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- 4) 2) ①～④の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、①～④の評価内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

(3) (2) 2) ①②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

(4) 「技術提案（施工計画）」については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、未実施の項目毎に工事成績評定を3点減ずる。また、企業の技術力のうち、優良下請企業を活用する、登

録基幹技能者等を活用すると申請したにもかかわらず、活用しなかった場合、受注者の責により適用されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を未実施の評価項目毎に3点減ずる。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館 17階
関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話 048-601-3151 (代) (内) 2525

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成28年6月24日(金)から平成28年8月24日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記

(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成28年6月24日(金)から平成28年8月24日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る)するものとし、持参又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

なお、申請書及び資料が3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

①電子入札システムによる受付期間：平成28年6月24日(金)から平成28年7月8日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②郵送等による受付期間：平成28年6月24日(金)から平成28年7月8日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

③受付場所：関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館 17階

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成28年8月24日(水)12時00分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は関東地

方整備局総務部契約課に持参すること。郵送又は託送による提出は認めない。

- 2) 開札は平成28年8月29日(月)15時00分 関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)を予定する。

5. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

(5) 配置予定主任(監理)技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 申請書及び資料の作成に関する説明会を行わない。

(10) 入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(11) 技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.

(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていな

ければならない。

- (14) 2. (4) の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- (15) 詳細は入札説明書による。